

船橋市一般競争入札の公開及びその傍聴に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入札の透明性を高め、公正な入札執行を図るため、建設工事並びに建設工事に係る実施設計業務委託、工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託並びに物品調達、清掃等の業務委託（以下「建設工事等」という。）を、予定価格を事前公表した一般競争入札（以下「入札」という。）で行う際の公開及びその傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 入札の執行を傍聴しようとする者は、入札当日に契約課において傍聴受付簿（別記様式）に所定の事項を記入し、契約課の係員（以下「係員」という。）の指示に従い入室するものとする。

2 傍聴の申し込みの受付時間は、入札執行時刻の30分前から10分前までとする。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者。
- (2) 入札の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (3) 船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱に定める別表第1の措置要件に該当する者。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、契約課長が特に傍聴することを不相当と認める者。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 私語、雑談、拍手等をしないこと。
- (3) 入札に批判を加え、又は可否を表明しないこと。
- (4) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札執行の秩序を乱し、又は入札執行の妨害になるような行為をしないこと。

(写真撮影、録音等の制限)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ契約課長の許可を得た場合はこの限りではない。

(係員の指示)

第6条 傍聴人はすべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要綱に違反したときは、契約課長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退室させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、入札の公開及びその傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式

一般競争入札 傍聴受付簿

日 時 年 月 日 () 午前・午後 時 分 開札

件 名 _____

受付 番号	氏 名	会 社 名 住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			